

熊本県食中毒注意報等発令要領

公衛第 1 1 2 9 号

昭和 5 1 年（1 9 7 6 年）6 月 8 日

平成 1 9 年（2 0 0 8 年）7 月 1 3 日一部改正

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 1 9 日一部改正

令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 3 1 日一部改正

1 目的

細菌性食中毒（以下「食中毒」という。）の多発が予想される夏期等において、食中毒注意報又は警報（以下「注意報等」という。）を発令し、県民及び食品関係営業者に對して食品の取扱いや食品衛生に対する注意を喚起することにより、食中毒を未然に防止するとともに、食品衛生意識の向上を図ることを目的とする。

2 発令者

熊本県健康福祉部長

3 発令の対象期間

原則として毎年 6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間とする。

4 注意報等の発令

熊本県健康福祉部長は、次に定める発令基準のいずれかに該当した場合、注意報等を発令する。

（1）発令の基準

ア 注意報の発令

（ア）6 月 1 日から 6 月 3 0 日まで

気象庁が公表する気象データ（熊本地方）で次の 3 項目を全て満たす場合。

- ・ 前日の最低気温が 2 5℃以上
- ・ 前日の平均湿度が 8 0 %以上
- ・ 当日予報最低気温が 2 5℃以上

（イ）7 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

7 月 1 日（週休日の場合は、直前の金曜日に発令する）。

イ 警報の発令

（ア）期間中、気象庁が公表する気象データ（熊本地方）で、「週間予報において、7 日間連続して最高気温が 3 5℃以上」を満たす場合。

（イ）その他、特に発令する必要があると認められる場合。

（2）発令の有効期間

ア 注意報の有効期間は、9 月 3 0 日までとし、その後は自動的に解除するものとする。ただし、注意報発令中に警報を発令する場合は、注意報が警報に切替わるもの

とし、9月30日までに警報を解除する場合は、自動的に注意報に切替わるものとする。

イ 警報の有効期間は発令日から7日間とし、その後は自動的に解除するものとする。ただし、警報の発令日から8日目の最高気温が35℃以上の場合は発令を継続し、その後初めて35℃を下回った日に自動解除するものとする。なお、発令期間が10月に及ぶ場合、当該発令日から7日間まで継続し、その後は自動解除するものとする。

5 発令時の連絡及び周知方法

熊本県健康危機管理課は、注意報等の発令と同時に、県内全市町村、県広報グループ、各保健所、熊本市保健所、報道機関及び一般社団法人熊本県食品衛生協会等に発令日時を通知するものとする。

6 発令時の措置

注意報等発令時は、県民及び食品関係営業者に対して食中毒防止に関する広報活動を行い、併せて各保健所に立看板を設置するものとする。

7 気象条件の調査等について

発令に必要な気象条件（気温、湿度等）の調査、確認については、熊本県健康危機管理課で行うものとする。

8 気象条件調査の記録保持について

調査した気象条件を記録したものを1年間保存する。